

第 18 回 協 議 会

(平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 1 8 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員	坂本 昭文	三鴨 英輔	加藤 節雄	野間田憲昭
	森岡 幹雄	宇田川 弘	塚田 勝美	梅原 弘誓
	福田 次芳	吉次 堯明	磯田 順子	岡田 昌孫
	板 秀樹	橋谷 守江	秦 豊	佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員	合併推進室長	奥山 俊二	合併推進室次長	桐林 正彦
	合併推進室長補佐	岡田 厚美	合併推進室長補佐	米原 稔晃
	合併推進室主事	前田智恵子	西伯町総務課長	藤友 裕美
	会見町総務課長	米原 俊一		

(開会 13時34分)

奥山室長 皆さん、こんにちは。委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、本日の第18回合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。

12月も押し迫りまして、平成15年も本日を含めましてあと7日となりました。引き続きまして、南部町誕生に向けまして皆様方の合併の取り組みに御支援、御協力をお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第18回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席であります。したがって、現在委員17名のうち16名の方が出席であります。この協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長の挨拶であります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

年の瀬もいよいよ押し迫りましたが、本日、第18回の協議会を御案内いたしましたところ、繰り合わせ御出席をいただきましてありがとうございます。まずもって私はお礼を申し上げたいと思いますが、本年1月14日にこの合併協議会を立ち上げて以来、本日まで18回に及ぶ合併協議、本当に重ねていただきまして、内容的にも非常に充実して、しかも順調にこの協議が進んでまいりました。これは委員の皆様方の本当に御協力のたまものであるというように会長として思っております。ここに厚くお礼を申し上げたいと思います。

先般の12月6日の協議会では、懸案でございました新町の名称も全委員さんの一致によりまして南部町と決定をいたしまして、本当に具体的に新しいまちづくりに向けてのさらなる意欲が湧いてきたというふうに思うわけでございますが、引き続きましてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

先般、第5回の幹事会を開催いたしまして、いろいろな事業や財政計画など、すり合わせをしまいったところでございますけれども、非常に厳しい財政状況を反映いたしまして、新しいまちづくりの事業計画も大変その実現に困難な課題もあるわけでございます。

御案内のように、小泉内閣では三位一体改革ということで進められておまして、補助金が約1兆円削減になると、交付税も1兆円程度縮減されるというような中でございまして、この新しいまちづくりの裏づけとなる財政というものが大変心配されるところでございます。

加えまして、平成18年から始まります両町の地震災害の借入金の返済というようなことも重なってまいりまして、大変困難なスタートになるのではないかと、このように思っておりますけれども、今日はそういうまちづくり計画、御協議いただくわけでございますけれども、そのような国等挙げての大変厳しい財政状況の中でスタートする新町の計画でございまして、何かと行き届かないところもあるというように思うわけでございますけれども、事情を御賢察の上、妥当な判断をいただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、もう1点申し上げておきたいと思います。会見町では、御案内のように、住民の皆さん方の要求によりますところの住民投票がいよいよ今度の日曜日、28日に実施をされることとなりました。先般、会見町に伺いましたところ、賛成、反対、両派の皆さん方の熱い舌戦が続いております、本当に町を思う気持ちの高まりというものが今最高潮に達しているなというように認識をさせていただきましたが、私どもはどのような結論が出ましても、この両町の合併協議を進めていくという大きな一つの目標に向かって、決してたじろぐことなく前に前に進んでいきたい、大きな成果を得たい、このように考えておりますので、委員の皆様方にはひとつこの両町の合併協議会、最後まで気を抜かずに、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

いろいろ申し上げたいこともございますけれども、以上のようなことを申し上げまして、開会のご挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が担当となっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、日程に従いまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

板秀樹委員、佐伯勝人委員をお願いいたしたいと思っております。

早速、協議事項に入らせていただきたいと思います。

(1) まちづくり計画の案についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局です。議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、まちづくり計画(案)について。新町のまちづくり計画(案)について、平成15年12月6日開催の西伯町・会見町合併協議会第17回会議提案事項第1号を別紙のとおり修正するものでございます。

修正案につきましては、既にお手元に届いておるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。それで、この修正箇所につきましては、それぞれ網かけで印をしております、網かけした部分が修正をしたということでございます。

それから、皆様方のお手元にまちづくり計画(案)の審議経過についてという印刷物があるかと思しますので、ごらんいただきたいと思います。先般の17回の合併協議会、12月6日に開催いたしまして、まちづくり計画(案)につきまして提案をしたところでございますが、その後、両町内の現地視察ということで、12月9日、マイクロバスによりまして、両町内の施設なり道路等々を視察をいただきまして、検討会を行いました。それから、1回、2回、3回と勉強会を会見町の総合福祉センターの方で開催したところでございまして、それぞれ委員の皆様より御意見をいただいたところでございます。

それから、12月15日月曜日であります、県の市町村振興課の方に財政協議ということで上がりまして、先ほど、坂本会長の方からお話がありました震災に係ります県の貸付金の借りかえということで相談に上がったわけではありますが、それにつきましては、日野郡の4町長さんの陳情があって、片山知事の方から断られたというようなことでありまして、そのことをもって両町長に報告をしたところでございます。

第4回の勉強会でありますが、これは主に財政計画につきまして勉強をしていただいたところでございます。それで、第5回の幹事会におきまして、それぞれまちづくり計画(案)につきまして御意見を伺ったところでございまして、その結果によりまして、本日、修正案ということで皆様方にお示したところでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。失礼いたします。

坂本会長 事務局、御審議っていっても、勉強会の様子だとか、そういうことをもうちょっと概略、お話ししてください。

奥山室長 それでは、審議経過につきまして、それぞれ12月10日、それから11日、

12日、それから17日とそれぞれ意見といいますか、発言の中身を載せておるところでございます。それで、最初の1回から3回目につきましては、このまちづくり計画(案)の文面につきまして、順番に御審議をいただいたところでございます。それによりまして修正をさせていただいたということでございます。それから、17日につきましては、財政計画につきまして説明をしたところでございます。

それでは、修正案の方をごらんいただきたいと思います。まず、はぐっていただきまして2ページであります。まちづくりの基本方針ということで、まちづくりの方向ということで6編に分けてまとめておったわけですが、5番目の「はたらく人々が充実する産業のまちづくり」というようなことでありまして、これは働く人にシフトするというようなことで……(発言する者あり)はたらく人々が充実したを「充実する」の方に訂正したところでございます。それにつきましては、表現がわかりにくいようなこともありまして、訂正したところでございます。

それから次に、7ページをご覧いただきたいと思います。5番目につきましては、先ほどのとおりでございます。6番目につきましては、環境型ということでありまして、「循環型」に訂正したところでございます。

それから、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの上段のあたりですが、「地域の課題について、地域住民自らが決定し責任を果たす意思決定機関の設置を図ります」とあります。これは新しくつけ加えたものでございます。地方制度調査会等の答申等もありまして、地域自治組織の設置というように掲げておるわけでありまして、それについての設置ということでございます。それから次に、「ボランティア団体の活動を円滑にするために、団体相互間の情報交換・相互連携の促進を図ります」とあるわけですが、これはボランティア団体がある面での横の連絡を強めていこうというような趣旨でこのような項をつけ加えさせていただいたわけでありまして、次に、8ページの下の方ですが、グリーン購入という意味がわかりにくいというようなことがありまして、「環境への負荷が少ない製品」といったようなことでつけ加えさせていただいておるところでございます。

それから、9ページですが、「人権全般について総合的に対応する人権センターを窓口として」とあるわけですが、ここには以前は受け皿機能というようなことがありまして、これを上段に掲げてあります人権センターというように表現をさせていただいたところでございます。それから、下の「同和対策推進協議会の」とあるわけであ

りますが、下の最後の方に専門部会の設置を推進しますというようなことがありまして、これは既に専門部会が設置されておるということでありまして、「研究協議を進めます」というふうに訂正をさせていただいたところでございます。

それから、10ページであります。上段の方であります。女性団体の地域組織というようなことがあったわけですが、それについてはちょっとわかりにくいということでありまして、「地域」を削除いたしまして「組織強化」ということで、下の「地域社会の意識や慣習を見直す活動」というようなことがありますけど、その分と一体にまとめさせていただいたところでございます。それから、10ページの下の方でありますけども、「実業高校など専門性の高い学校教育の現場とも」ということでつけ加えさせていただいておるわけですが、やっぱり高等学校の先生等の出前教育といいますか、地域に出て具体的に専門性の高い教育を、指導を受けるというようなことで、このようにつけ加えさせていただいたところでございます。

次に、12ページの方でありますけれども、「高齢者の地域ボランティア活動について、関係機関との連絡調整を行い、積極的に活動をPRするとともに、高齢者ボランティア団体の育成を支援します」とあるわけですが、これはボランティア活動の実施についてということだったわけでありまして、これを「活動」に訂正をさせていただいたところでございます。それから次の適正な教育環境や規模を維持するためということで、「学校運営の方向づけ」ということでつけ加えさせていただきました。これはやっぱり学校運営につきましては住民参画というようなところが必要であろうというようなことで、つけ加えさせていただいたところでございます。それから、次の真ん中の「情報技術環境整備」ということですが、「環境」を挿入させていただいたところでございます。それから、その下の方ですが、「文化団体協会の組織化」ということを入れておりますけども、何か文化団体の取りまとめというようなことも必要であろうというような意見がありまして、このようにしたところでございます。

次に、13ページであります。上段の方であります。「地域資源を活かした住民主体のイベント開催を支援します」ということで、これにつきましては、住民主体のイベントを支援をしていくというような趣旨でこのように変えさせていただいたところでございます。

次に、14ページであります。次項目削除とありますが、前の方の、地域特性に応じた機能分担についても十分配慮し、文化活動や福祉などあらゆる面での情報交換を積

極的に推進し、近隣市町村との連携等々を促進しますというところを削除いたしまして、重複するというようなこともありまして削除をしたところでございます。

それから、15ページでありますけども、2段目でありますけども、県道の福頼市山伯耆大山停車場線でありますけども、「幅員狭小区間の整備促進を県と協力して進めます」ということでありまして、県とか国の事業等につきましては、「県と協力して」というようなことをつけ加えさせていただいたところでございます。そして、4番目でありますけども、「県道福成戸上米子線の狭隘区間の整備促進及び安全対策についても、県に要望し進めます」ということで、これを新しくつけ加えさせていただいたところでございます。それから、真ん中のまちづくりの推進でありますけども、これはちょっと字を追加していただきたいと思うわけではありますが、まちづくりの推進がありまして、「土地の有効利用と定住人口」の次に「の増加」を入れていただきたいと思っております。（「追加するわけだね」と呼ぶ者あり）はい、お願いします。それから、「朝鍋治水ダム周辺の公園整備は」でありますけど、これはリンクということを上げておりましたけど、「連携した」というふうに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、17ページの上の段でありますけども、非常に最近治安が悪化しておるということもありまして、「地域住民と一体となって、学校・保育施設等の安全対策を図ります」という項をつけ加えさせていただいたところでございます。それから、3番目の災害対策本部の「災害時等行動マニュアルを定め防災・避難体制」に訂正をさせていただいたところでありまして、非常に災害時の対応というようなことも必要だろうということに...（「有事の」と呼ぶ者あり）有事の場合に必要なだろうということなので、こういうふうに修正をさせていただいたところでございます。それから、下の真ん中とありますが、ユニバーサルデザインの説明を加えさせていただいたところでございます。下につきましては、「県と協力して」というところにつけ加えさせていただいております。

18ページでございますが、上段につきましてもごらんのとおりでございます。それから、「収穫間際の農作物等の盗難事件が発生しており、その防止対策等に努めます」ということでありますが、農作物の盗難事件が発生しておるわけでありまして、新たにつけ加えさせていただいたところでございます。

19ページのNPOでありますけども、これは「非営利組織」をつけ加えさせていただきます。19ページの下の方でありますけども、養成の字が違ってありまして、このようにさせていただきます。

それから、20ページでございますが、母子（父子）家庭というようなことで表現をしておいたわけでありましたが、「ひとり親家庭」に修正をさせていただきますと、2つの項を一つにまとめさせていただいたところでございます。それから次に、中ほどの下でありましたが、待機児童の解消を図りとなっておいたわけでありましたが、これを「解消に努め」というふうに修正をさせていただきますと、放課後児童クラブなど、地域のニーズに合ったということがありますけど、地域のニーズをとりまして、「放課後児童対策を推進します」というふうに修正させていただいたところでございます。

次に、21ページであります、「介護サービス充実のため、計画的に3級ヘルパーを養成します」となっておりますが、各集落に配置しますということでもありますけど、これをとりまして、「養成します」ということにいたしました。それから、西伯病院の関係であります、病院総合病棟整備事業を活用してというふうに提案をしておりましたが、これは該当しないということでとりまして、このような文面にいたしました。それから、下の「情報技術化」ということでありますが、これはITを導入したに直させていただきます。

はぐっていただきまして、コミュニティバスの運行の整備等とあったわけでありましたが、「運行体制」を入れさせていただきました。それから次に、次項目削除ということでもあります、これは重複しておる内容でありまして、削除したところでございます。それから、中ほどの普及・啓蒙を「啓発」に修正させていただくということでございます。それから、「はたらく人々が充実する産業のまちづくり」に訂正をさせていただいたところでございます。

それから、23ページであります、「米のブランド化対策」ということでありますが、有機米のブランド化対策ということでありましたが、有機米ということになりますとちょっと難しいじゃないかということで、「米のブランド化」に修正をさせていただいたところでございます。それから、「そば等の新規作物」ということで、「そば等」を入れさせていただきましたと、でございます。それから、農産物の「減農薬」とありますが、提案では無農薬とありましたんですけども、無農薬はちょっと厳しいじゃないかということで、「減農薬」に訂正をさせていただいたところでございます。

24ページの上段の方であります、イノシシ等の野生鳥獣から農作物を守るため、防止対策を支援しますというように、新たに野生有害鳥獣対策もこの中につけ加えさせていただいたところでございます。それから、「普及指導機関との連携を」ということで、活動や機能を「との連携」に修正をさせていただきました。それから、真ん中の方であります、

多頭飼育の堆肥処理施設の整備を進めますを、これを「支援します」に訂正をさせていただきました。それから、共励会を開催しを「の場を活用し」に訂正をさせていただいております。それから、集落営農「等」を挿入させていただいております。

それから次に、25ページであります、農村M P I S（農村多元情報システム）ということで、これを整備、促進を図りますということでありますが、ちょっと非常に高度な、広域にわたるような内容でございます、CATV等との兼ね合いもあるわけでありまして、「検討します」というようなことに修正をさせていただいたところでございます。それから次に、林道であります、これも「県と協力して」というようなことを入れさせていただいております。それから、25ページであります、「原工業団地等」ということで、原工業団地にこだわらず新町内全域にこういうような体制にしようということでございます。

それから、26ページであります、住民参加を基本とした各種イベントや緑水湖を生かしたイベントを開催し、地域のイメージアップや地域経済の波及効果を高めるように努めますを削除させていただいております。

それから、27ページであります、住民参加を「住民参画」にいたしております。住民参加というものがたまたまそこに参加ということでありまして、初めの方から参加をいただいで進めていただきたいというような意味でございます。それから、「します」は「する」を「します」に訂正させていただいております。それから次に、「緑水湖畔の自然林や」ということで、これにつきましては文章のつながりがちょっと不釣合いでございまして、このように修正させていただいたところでございます。それから、27ページの下から2番目であります、「里山のもつ」というのを挿入させていただきます。

それから最後、28ページであります、啓蒙を「啓発」に修正させていただいております。それから、汚泥処理につきましては、これは既にコンポスト施設ができておるわけでありまして、再資源化した肥料をもっと有効に活用しようというようなことで、「汚泥処理により再資源化した肥料は、その活用方法も含め広域的な視点で推進します」というものでございます。それから次に、グリーン購入につきましては、「環境への負荷が少ない製品」ということで注釈を入れさせていただいたところでございます。

一応、文面の内容については以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

この件につきましては、勉強会を3回、それから町内の現地視察をしていただいて、そ

ういう上で前回提案したものに修正、加筆したわけでございます。そういうことを踏まえまして、皆様方の総合的に御意見、御質疑をいただきたいと思えます。

岡田委員。

岡田委員 12ページの後段のところに、下から5つ目の枠のところで、芸術文化活動のところですか。文化団体、ここは協会という表現がしてございますが、これを要望をさせていただいたわけでございますが、私が提案をしましては文化団体協議会でございます、「議」がちょっと抜けておるんじゃないかと思えますが、なぜならば、いろんな表現があるようですけれども、一番やわらかいのが文化団体連絡協議会、その次が文化団体協議会、そして、ぐっと固まってしまうと文化協会というようなものも表現の流れになるようでございます。ちょっと米子市の例をとって文化団体協議会という提案をさせていただいたわけでございますが、その程度でいいじゃないかと思えますけど。文化団体協議会。文化団体協会ということはあんまりそういう表現しなあところはございません。「議」を入れてもらったらという要望でございますが、どうですか。

坂本会長 いろんな文化団体が寄り集まってというイメージですね、協会というようなことではなくて。

岡田委員 そうです。そういうイメージです。

坂本会長 これは皆さん、そういうことでよろしゅうございますな。意図されることはそういうことだと思いますので。それでは「議」を入れていただくようにしたいと思います。協議会の組織化ということでお願いします。

岡田委員 それから、もう1点ございますが、それは23ページでございます。23ページの一番下の枠のところに、果樹栽培のことについて記述があるわけでございます。特にナシの関係について申し上げますと、すぐ橋谷さんがおいでますけれども、大変生産者の年齢が高齢化をしておりますし、それから花粉の交配の時期、袋かけの時期というようなとき、作業がばあっと集中をして、天候を見計らいながら一気に進めていかなければならんというようなときに、非常に人手が必要になってくるわけでございます。それから、選果場にしましても、選果場で今働いてもらっておる人夫さんというのはほとんど10年来ぐらい異動がございません。というのは、それだけ高齢化してしまつるとということで、随分そういう点で人手が足りないということが現実にあるわけでございます。そのためには、援農態勢を支援するような文言を入れてもらったらということを勉強会のときに提案したわけでございますが、ちょっとこれ落ちておるんだないかと思って。私がそれを入れ

させてもらうようならば、次のような文章を加えてもらったと思います。上から2行目の最後の方の収量増大から申し上げますと、収量増大及び品質の向上を図り、また援農態勢の整備を支援しますというぐらいな表現で入れていただくと、大変果樹栽培農家も力づけられるんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

坂本会長 ただいま、岡田委員の方から御意見ありましたが、事務局はこれはどのように受けとめておられましたですか。

奥山室長 そのように伺っておりましたですけど、漏らしておりました。

坂本会長 そうですか。岡田委員の方から援農態勢の整備を支援しますという文言を入れてほしいという御意見ですが、いかがですか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、品質の向上の後に、「を図り、また援農態勢の整備を支援します」と、こういう文言に変えていただきたいと思います。

岡田委員 ありがとうございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

会長から聞きますけど、この字句の削除というのは、これはもちろん消すわけですね。

奥山室長 現段階では、説明がしやすいように記入してあります。

坂本会長 しやすいようにしただけで、本当の分は消すわけですね。

奥山室長 そのようにさせていただきたいと思います。

坂本会長 なるほどね。

塚田委員。

塚田委員 済みません。17ページのところに、災害時等行動マニュアル云々というので、災害時行動マニュアルから災害時「等」というのを入れたということで、いわゆる有事の対応というようなことが聞こえたんですけど、それも含めたマニュアルの作成というふうに理解してよろしいですか。

奥山室長 そのように。

塚田委員 わかりました。

それと、先ほど会長が言われた、削除のところでは若干気になる場所があったんですが、26ページのところで、イベントのことが書いてあったんです。住民参加を基本とした各種イベントや緑水湖を生かしたイベントを開催し、地域のイメージアップや地域経済の波及効果を高めるように努めますということが削除になるわけでしょう。

坂本会長 事務局。

奥山室長 済みません、間違えておりました。訂正させていただきたいと思います。修正案の中に、先ほどの文を復活させていただきたいというふうに思います。

坂本会長 事務局、この件については、きちんとしたものをつくって、配ってください、各委員さんに。これが復活するかという、間違えておったということですので、御了解ください。なら、後で配ってくださいね。

ほかにございませんか。

事務局。

奥山室長 今、全部一遍に説明をしたもんでして、ちょっと混乱したように思うわけございまして、できましたら最初の方から審議をしていただくことにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 訂正したところを一つずつですか。

奥山室長 いや、適当なところで区切っていただいたら。

坂本会長 項目ぐらいで。ああ、そうですか。大体見ていただいておりますので、ほんなら、シャクトリムシみたいな感じで審議を進めたいと思いますから、よろしく願いしますが、まず、最初の2ページのまちづくりの基本方針、これは大事なことなんですが、5番にはたらく人々が充実する産業のまちづくりと、前は、はたらく人々が充実した産業のまちづくりということを訂正になっております。「する」と「した」が違うわけです。はたらく人々が充実する産業のまちづくりという、この基本方針のキャッチフレーズはどんなものでしょう。

森岡委員。

森岡委員 もう一遍、「した」を「する」ちゅうところに変えた意味合いと考え方、何ででしょうか。

桐林次長 これは単純に日本語として不自然な表現じゃないかという御提案をいただきまして。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 この文章から受けるイメージとしては、働く人々が充実感の持てる産業のあるまちづくりというようなふうにとれるようですが、それならばいいじゃないかなと思っておりますけども。舌足らずのところがあるかもしれませんが、そういう意味じゃないでしょうかね。と思うのですが。

坂本会長 事務局。

桐林次長 岡田委員さんのおっしゃるようなニュアンスを表現したかったんですけども、もともとの表現だとちょっと日本語として不自然で、長く書くとちょっと今度はインパクトがないので、適当なところでおさめるという形でこういうことでどうですかという再提案でございます。

坂本会長 要は、住民の一人一人に着目してということですね。「輝く」なんていうのはいけんかな。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 「充実できる」はいけませんか。

桐林次長 いや、そう言われても今……。

坂本会長 それはこれでいいということはこれでいいんですけど、キャッチフレーズとしてどうかと思いました。大方の皆さんがこれでいいとおっしゃられれば、これでいきます。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 なら、これは基本でしたので、特に意見を求めたわけですが。

そうしますと、まず、みんなですすめる新しいまちづくり、7ページから8ページ、7、8ですね。この区間でどうでしょうか。新規で追加をしております地域の課題について云々とありますけれども、それは地制調の方針が地域協議会というようなものを答申しておりますので、それを意識してここに入れさせていただいております。よろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そうしますと、みんなですすめる新しいまちづくりは、こういうことでいきたいと思えます。

それから次、一人ひとりを大切にする教育・文化のまちづくり、9ページから13ページまでですね。これは非常に大切なところで、両町の住民の人権を基本に置いたまちづくりを進めていこうということを最初に位置づけてうたい上げているというところで、大切なところだと思います。10ページの実業高校など専門性の高い学校教育の現場とも云々が追加になっておりますが、これでもうよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そうしますと、次、人々がふれあう、交流のまちづくり、13ページからで

ございます。16ページ中段まで。ここに新しいまちづくりの目玉となる、いわゆる高度情報化の推進とコミュニティバスというようなことがうたってあります。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そうしますと、次に移らせていただきます。

安全で、安心して暮らせる福祉のまちづくり、16ページから22ページですね。

塚田委員。

塚田委員 総体的な部分でもあるのかもしれませんが、ちょっとここで目につくのはユニバーサルデザインですね、そういうような横文字の多用というか、そのあたりについてはどういう配慮をなされていますか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 基本的には、ある程度流布してるっていいですか、一般的に用いられるようになっていいると思われるものはとりあえずその用語は用いていいんじゃないかということで、基本的にはその言葉は使います。使いますが、やはり注釈が必要な部分というのがございますので、用語として横文字を使うんだけど、注釈をつけるというやり方を基本にしたいというふうに考えております。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 注釈をつけるんだったら、最初からせん方がええと思うんですけど。

桐林次長 いや、そうではないんですよ。一般的にある程度、例えばここに出ておりますユニバーサルデザインというものが、従来はバリアフリーとか言っておったんですけど、こういう言い方がかなり一般的になってきつつあるということで、それはそれで定着しつつあるものなので使えばいいんじゃないかと。ただし、まだそれも不十分な部分がありますので、注釈をつけながら使っていくのが今の段階で一番わかりやすいんじゃないかという意味ですので、言葉の表現として、町立施設の障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるデザイン化をなんていうことになると、表現としてぎこちない面が出てきますので、そういうところは一応言葉として使っても無理がないものは使いますという考え方でいいんじゃないかというふうな発想です。

塚田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

塚田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

福田委員。

福田委員 22ページの上段のコミュニティバスの関係で網かけがしてあるところですが、今回初めてコミュニティバスに取り組もうという方向の中で、ここで体制という文字が使っているわけですし、この体制に対する認識なんですけど、一つの大きな枠の体制という場合と、コミュニティバスの運行、後で書いてありますけども、通院手段の云々から考えると、むしろ系統のことかなあと。どのような系統で整備を図っていくかという表現かなあという感じがしております、むしろその方だったら、系統の(ケイ)の方が適切じゃないかなあという気がしますけど、その辺はどうでしょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この運行体制につきましては、どのようなやり方になるか、まだ決まっていない段階ですので、はっきり申せませんが、今までのいわゆる緑ナンバーの路線バスなんかと比べると、はるかに運行と申しますか、いわゆるダイヤの組み方なんか大幅に自由化されて、変更もかなりきくようになります。そういう自由度の高いものを対応するということを含めると、系統だけに絞らず、住民が入った運行に関する協議会みたいなものができるかどうかわかりませんが、そういうところまで含めた広い意味での表現だというふうにこれは考えております。

坂本会長 福田委員。

福田委員 大きな枠という理解の仕方ですね。系統というのがちょっとどうかと思っただけ、言われるとおりで、それらを含めて全体の体系ということでは理解します。

坂本会長 いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、はたらく人々が充実する産業のまちづくりをと、人々が自然と共生する循環型社会のまちづくり、27ページから。

塚田委員。

塚田委員 27ページですか、ここで「里山のもつ多面的機能」というのが追加になっているわけですね、多面的機能。里山がここに入ってきたということですが、これはどこに修正をした意味があるのでしょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 これは勉強会の中で御提案いただいた内容なんですけども、今、日本全体の

話として里山の機能が見直されつつあるというところで、このまちづくり計画においてもその一つのキーワードとして里山というものを取り入れた方がいいんじゃないかということで、そういう意味合いでの追加という考え方でございます。

坂本会長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ。ここでは例の残土の処理場の、ダム横の、あれが残土処分場の跡地、観光農園ということで、ほかにはどこにもこの項目はなかったですかいな。大分探いたけどなかったような気がして。

奥山室長 もう1カ所あります。

森岡委員 あったですかいな。というのは、あそこも相当ほかの事業計画の中で大きな位置づけがしてあったような気がするんで、この項目1項目で集約しちゃっていいのかなって感じが。

坂本会長 事務局。

桐林次長 15ページの方をご覧いただきたいと思いますが、まちづくりの推進のところですね。ここで網かけして追加といいますか、変更ですか、してありますけども、この部分とあと先ほど御指摘いただきましたその部分、ここで2カ所出てきとるわけですけども、余り細かいことは今ここには書いておりませんが、そういう形で位置づけております。

森岡委員 ダム周辺の公園整備という項、書いてあるということですね。

坂本会長 ほかにございませんですか。

秦委員。

秦委員 27ページの緑水湖畔とか賀祥ダムとかという字句が出ていますが、この計画は10年くらいを見越した計画だと思いますので、完成する朝鍋ダムの関係は書かなくてもいいものでしょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 その部分はこの枠の中の文章の後段になるんですけども、並列的な書き方で書いたらどうかということで前半が賀祥ダム関係、後半が朝鍋ダム関係という形で、そのように書いてます。というような形をとっております。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 これ修正したところでないのでちょっと聞きにくいところなんですが、さっきの里山のちょっと上にブラックバス等の外来魚のリリースの禁止というのが載ってますけども、ということは、朝鍋ダムはまだ魚が入ってないですけど、緑水湖には御承知のように、ワカサギとヘラブナを放流しておったわけですが、どうもこのヘラブナ、ワカサギについてはもうほとんどおらんじゃないかなと思いますし、ヘラブナについてもヘラブナを釣る人っていうのはまずほとんどないんじゃないかなと。釣ってるのはみんなブラックバス釣りの人だけであって、そうであるんなら、例えばそんなことせずに、ブラックバスの方を生かしていく方法もあるんじゃないかなと思うわけですけど、そのあたりの考え方についてはどうですか。どっかで聞いたことは、あるかもしれませんが。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まさしくそのまちづくり委員会の中でもこの点が2論出てまいりまして、この協議会の場でも恐らく議論になるんじゃないかなということで、とりあえずはこういう書き方にしてあるわけですが、それこそ緑水湖はブラックバスがはやり出すまでは、ヘラブナ釣りの大会も開かれるほどたくさんヘラブナが生息していたというふうに伺っておりますけども、じゃあ、どちらに向かうのかということにつきましては、これはちょっと一概には確かに決められない理屈なのかなと思っております。少し御議論いただくところかなということだと思って……。

三鴨副会長 ただ、あそこ、朝鍋ダムは120メートルぐらいを小川をつくって、そこで魚を生かしながら子供が魚釣りするというようなゾーンをつくってますので、できれば危険のない方がいいのかなという感じはある。

塚田委員 ああいうものができる、どこからともなく投げ込むやからが……。

坂本会長 会長の方から言わせてもらいますと、全日本大学の釣り選手権大会というのを緑水湖でやったことがあります。日野川漁協にお願いをしまして、ブラックバスの駆除といういい考えですね、行いまして、基本的にブラックバスを放流することは禁止されておりますから、これを推奨するというようなことにはちょっとならんもんで、いうように思いますので、よろしく願います。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、このようなまちづくり計画修正案をお認めいただくということになるわけですが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そうしますと、このまちづくりの計画をもって両町の合併協議会の計画といたしまして、県の方に協議に付すということでございます。ですね。

奥山室長 ですが、財政計画の方もそれでよいと。

坂本会長 いや、それはそれですけど。それで、字句のわずかな訂正だとか、など、県の協議の中で生じたささやかな訂正などについては、これは事務局と会長に一任いただきたいというように思いますので、報告はさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

次に、財政計画ですか。

桐林次長 ちょっと休憩して、字句の訂正の確認をしていただいてから。

坂本会長 そうしますと、3時までここで休憩させていただきますして、3時に再開したいと思ひます。よろしくお願ひします。

(休憩 14時40分)

(再開 15時02分)

坂本会長 それでは、おそろいですので再開します。

事務局から説明してください。

桐林次長 それでは、先ほどの協議の結果の確認をしていただきたいと思ひます。

まず、12ページのところで、文化団体協会という表現を文化団体協議会と改めてはどうかということでございましたので、これが1つでございます。それから、15ページで、土地の有効利用と定住人口を図りということでございましたけども、定住人口の増加を図りということでございます。それから、23ページで、収量増大及び品質の向上に努めますというところを、収量増大及び品質の向上を図り、また援農態勢整備を支援しますということでございます。それから、26ページで、誤って落としておりましたものを戻しまして、内容といたしましては、住民参画を基本とした各種イベントの開催を支援し、地域のイメージアップや地域経済への波及効果を高めるように努めますに変えたいと思ひますので、そういうことで御了解いただきたいと思ひます。

坂本会長 それでは、そういうことを承知しておいていただきまして、新町の財政計画について、お願ひいたしたいと思ひます。

事務局から説明お願ひします。

岡田補佐 そうしますと、財政計画についての変更点を御説明したいと思います。座って説明させていただきます。

前回協議会で財政計画の積算方針というA4の1枚物を配ったんでございますけれど、その2ページ目、6番の公債費というところですけど、前はこれまでの借入金の償還予定額に主要事業実施に伴う額を合算するとともに、返済計画の見直しをしたという表現になっておりましたけれど、今回、参考で南部町まちづくり計画（案）において実施を見込んだ主な事業の一番最後に積算方針がついております。その裏を見ていただきますと、公債費のところ、これまでの借入金の償還予定額に主要事業実施に伴う額を合算したというふうに変更しております。文章的にはこの文章だけなんですけれど、これは新聞等で御存じだと思いますけれど、前回は、18年度から地震に伴う県からの借入金の返済を5年間後に繰り延べしてもらおうという提案を含んでおりましたけれど、いろいろそれ以降、県との協議やほかの町村が県知事さんの方に話をされたりして、予定どおり返してもらわないといけないと、地震の返済金についてはということがございまして、そういうことで繰り延べを見込まない形でもう一度財政計画をつくり直しました。

具体的になんですけれど、財政計画の方を見ていただきたいと思いますが、今回お配りしました南部町のまちづくり計画の一番最後のページに財政計画が、30ページでございますけれど、その中で主に変わったのは、今言いましたように、公債費のところ、平成18年度からの数字が前回と変わっております。具体的にはこの数字がちょっと年によって違うんですけど、1億から1億2,000万、平成18年度から5年間ですね、ふえております。これが地震に伴う返済金が1億から1億2,000万ぐらいずつありますんで、その額をもとに戻してふやしております。

あと、若干ですけど、ちょっと事業の見直しがございます。前回の12月6日以降に事業の見直しを若干したところがございます、財産収入の欄が若干変わっております。具体的には16年度、18年度、財産収入の欄が、16、17、18の財産収入が変わっております。等々ございまして、若干細かい変更はその辺でございまして、大きな変更はそこでございます。それであと、基金の残高のところなんですけれど、この下につけておりますけれど、前は基金につきまして、15年度は10億3,900万ということでしたけれども、今回は15年度の基金残高を11億8,300万というふうにしております。これは基金自体の見込みが変わったというわけじゃなくて、財政推計に入れるときの基金につきまして、もう一度基金を見直しをしまして、一般会計の方に繰り入

れができる基金というのを入れ込みました。具体的には、高齢者福祉基金、地域振興基金、農業集落排水事業推進基金等、一般会計の中に繰り入れて運用ができるということで、その分を入れ込みました。

ということで、結果的に11億8,300万というのは15年度末にありますけれど、事業をしていきますと平成22年が一番最低で1億4,500万と、基金残高が。それでその後若干ふえていくということの計画になっております。それで、初めに室長の方も言いましたように、財政計画の方では基金の方が22年に1億4,500万ということで非常に少なくなるということで、余裕がない財政運営になるんですけど、主要事業の方でどうしても新町としてやらなければならないということで、少々大変でもこういう形の財政計画でやっていかないといけないんじゃないかということで立てました。あとは、参考の方の主要事業のなんですけど、事前にお配りしてあると思うんですけど、これも修正が若干入っておりますので、修正箇所を言いますので、ちょっと網かけ等をしてないんで申しわけないんですけど、見ていただきたいと思います。

1ページからなんですけど、備考の欄に、例えば3番の図書館システム統合事業というところに、県支出金交付対象事業ということで、合併特例債を使う事業と、それから4番が合併特例債対象事業ということで記載しております。以下、そのように記載があります。これは勉強会のときにもありましたけれど、合併特例債の対象事業というのは非常にわかりにくいということがありまして、合併に伴って特別にお金が出る、お金が出るといいますか、合併特例債対象事業というのと県の支援交付金対象事業というものをきちっとわかるように備考の欄に記載しました。

それとあとは、2ページ目になるんですけど、20番のコミュニティバス運行整備事業でございますけれど、これはバス購入とかありまして、9,087万5,000円ですか、ということで全体は1億9,000というふうな記載があったと思うんですけど、これは16年度当初に要るバスの購入費等だけをここに記載しております。あとは備考欄に書いておりますように、毎年運営経費が約4,000万要るとということで、そういう記載の仕方をしております。それとあと、その上の17番の有楽苑の跡地利用の定住対策事業なんですけど、これにつきましては12月6日以降、原課の方で見直しがありまして、事業年度が15年と18年ということで、事業費も減額して6,330万ということになっております。

それとあと、変更になりましたのは、37番に石綿管の更新事業ということで、会見町

の方で石綿管を更新することが緊急に必要だということで、それを入れております。この事業につきましては、100%国の方の補助があるということで、一般財源の財政推計の方には数字的には影響がありませんけれど、事業として新しく入れております。

それとあとは、44番の西伯病院につきましては、さきのまちづくり計画で説明がありましたように、事業名が入ってございましたけれど、事業名がその事業じゃないということで、事業名は入れておりません。それと、51番の法勝寺中学校、前回御指摘がありました改築となっておりましたのは改修の間違いでしたので、改修事業ということで改修に変えております。主な変更点は……(「46番は」と呼ぶ者あり)46番が法勝寺中学校ということで、耐震補強ということで変えております。

以上が変更点でございます。

坂本会長 まず、財政推計の方ですけれども、当初は地震の借入金の償還を借りかえを行うというような想定でございましたけれども、新聞報道などによってそういうことはちょっと難しいということが判明いたしましたので、これをやめて、一応きちんと返していくという方針で公債費を変えたということであります。最初から何でできんかったかということですが、それは使っていく基金を範囲を拡大をいたしまして、一般会計に基金を取り崩して充当してやっていくということで、大変そういう意味で厳しい財政推計になっております。それから、裏表になります事業でございますけれども、事業も先ほど申し上げたように、いろんな事業を見直したりいたしまして、何とか新町がこのようなまちづくり計画の案で回っていくように、事務局に御苦勞をかけております。わかりにくい説明だったと思いますが、皆さん方の御質疑や御意見をいただきたいと思っております。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ、51番についてお願いします。今、改修に直したとの説明でしたが、もう一本改築が残ってますから。

岡田補佐 そうですね。済みません、直します。文章の中に。

坂本会長 51番ですね。改築。

岡田補佐 事業内容の中に残っておりますので、そこも直させていただきます。全面改修ということで。

坂本会長 ほかにございませんか。

福田委員。

福田委員 推計表とそれから後のこの表の説明ですね、一覧表、主要事業。とりあえず、

今の特例債の関係が書いてありますね。17年度、11億9,000万円ということですね。17年度分。それで、今度は主要事業の中でこの合併特例債対象事業という格好で、ずっと備考の欄には書いてありますが、備考欄にね。それで、この事業はいわゆる特例債を使ってやるんだという、そのことは十分理解をしますが、これ以前から話題にはなる文化センターの関係ですね、建設事業ということで10番に上がっておるわけですが、これも合併特例債の対象事業。ところが、利用年度を見ますと、25、26年。いわゆる最終年度のころに事業としては計画目標になっておるわけですが、まずそこら辺がいわゆる、これが17年と25年の関係ですね、どのように理解すべきかなという、これ1点と、それから、もう一つ今、先ほど、コミュニティバス、20番の関係で説明がございました。確かに前はこれについてはあったんですが、合併の中での9,087万5,000円、これはバス購入費とそれに付随する整備費という格好でここに計上になっております。これが16年度から事業が始まると。これも備考の欄に、運営経費が毎年4,000万円という表示がなされておるわけですが、この運営経費の状況をもうちょっと聞かせてほしいというのは、通常のバスに対する国の補助制度あるいは県のといろいろあるわけですね、対象が。そういうようなことを考えられた数字なのかどうか。わかれば、簡単でよろしゅうございますけん、もし、そういう面での運行経費、ただ単に1年間でこれだけ経費がかかるという単純なものなのかどうか、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

岡田補佐 初めの第1点目の合併特例債につきましてですけど、17年度で合併特例債の対象事業としておりますのは、給食センターの統合事業とCATVでございます。片一方で、25、26で文化センターということなんですけど、これは12月6日の会議のときに言いましたように、この主要事業のどういうふうに順番でするかというときの考え方として、まず初めに継続事業をとりあえず優先すると、その次に、新町が発足してどうでも必要な事業、ですから、コミュニティバスとかCATVをまずやる。それとあと、学校関係で特に緊急で欠かせないもの、耐震補強とか学校関係のものを優先してやるという順番でやっていって、文化センターはそういう意味でいうと、緊急性というか、そういう意味では後送りになってしまう。財政的にも前段に合併してすぐに取り組んでしまうと、財政的にももたないということで、一定、財政の余裕ができた後半に組まざるを得なかったというのが考え方でございます。

それで、先ほどのコミュニティバスの運営費の話なんですけれど、こちらにもらっている資料は基本的に運営費が4,000万で、2,000万は国や県の補助があって、手出

しが2,000万だと。

福田委員 2分の1は補助と……。

岡田補佐 そういうことを想定しております。運営費の中身については、ちょっと私の方では具体的にはわかりません。

福田委員 いや、そこまではええですけど、その制度上に乗ったものだということですね。

坂本会長 ここに上がってます数字は実際に要る額でして、その中で補助金が幾ら要るかというのは別にして、とにかく実際に要る額だということですよ。

福田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 はい、よろしいです。

坂本会長 ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 ちょっとここで足し算、ようしておりませんので、申しわけないですけども、合併特例債その事業で、ここに載っておる金額ですね、これはトータルでどれだけになってますでしょうか。償還というか、その後の考え方ということでの説明がわかればお伺いしたいんですが。

坂本会長 合併特例債のどれだけ載っているかという、後の償還、どのように考えていますかと。

岡田補佐 それは事業費としての総額ということでしょうか。

佐伯委員 そうですね、ここに載ってますわね。

岡田補佐 ちょっと待っていただけますか。

佐伯委員 例えば、18番なんかの場合については、合併特例債対象事業と県支援交付金対象事業と2つ一緒になってますから、それらはちょっとこの辺でわかりかねると。単独の場合は足し算すりゃわかりますけどね。

岡田補佐 事業費としては、これ足し算したものなんですけれど、合併特例債として借り入れる額というのは、財政計画の一番最初の一番下に、合併特例債という細目がございます。17年度に11億9,000万、26年度に10億7,300万ということで、これが特例債として借り入れる額ということになりますけれど。それと、25年度に4,700万とあります。総額でいきますと、23億1,000万円ですか、これが合併特例債

として借り入れる額ということになります。

坂本会長 充当は何ぼでということもちょっと話しして。

岡田補佐 合併特例債、御存じのように、補助金等を引いたところから95%借り入れができると。ですから、10億の事業でしたら、9億5,000万の借り入れができると、そのうちの70%が交付税措置ということで返ってくるということでございますので、実際、補助率という言い方はおかしいんですけど、66%ぐらいになるんじゃないかと。66から67の間で34%は手出しというか、自主財源が要するというふうになります。それで、当然、補助金等がある事業でしたら、例えば10億の事業で2億補助金がありましたら、残りの8億のうちの95%を特例債で借りると。それで、そのうちの70%は、後で交付税措置で返ってくるという形に制度的にはなっております。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 これは足し算すりゃわかると思いますけど、総事業費のトータルは30何億と聞いたんですが、幾らですか。総事業費トータル。

岡田補佐 それは合併特例債。

梅原委員 いやいやいや、事業の……。総事業費。

奥山室長 それは県とか国の事業が。

梅原委員 合併前と合併後の事業は確かに総事業費ありますね、3番目に。これはトータル30何億って聞いたような……。

奥山室長 これは国、県から来た事業実施見込みのトータルが大体37億5,000万足らずです。

梅原委員 37億5,000ね。

それと、もう1点、コミュニティバスですけども、これはバスが2台分ですか。予定台数は。

岡田補佐 予定台数は一応、この見積もりの中には5台を。

梅原委員 5台を見積もったやつがこれですな。

岡田補佐 5台を見積もっております。

梅原委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

基本は継続事業、財政状況を見ながら新規事業、それからどうしても忙しい耐震補強などの学校関係の事業というようなことを優先してやらんといけん。すべて財政状況を見ながら新規事業には着手していくという、こういう基本の上にこのような計画を立てております。

財政はなかなか、知事さんも2年先、来年のことがなかなかわからんとおっしゃるぐらいで、なかなか読み切れんところでございますが、一応、現時点で事務局がいろんな状況を考慮して推計したものがこのような状況になっておりますので、変更は十分あり得ることを前提にしながらも、現時点でこういうことでひとつ認めていただきたいというように会長の方からも思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、南部町のまちづくり計画につきましては、原案をもって御承認をいただいたということでさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

日程に従って、次に進んでいきたいと思っております。

新町の事務所での執務体制の決定についてをお諮りいたしたいと思っております。議案第2号でございます。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 それでは説明いたします。議案といたしましては、3ページでございます。新町の事務所での執務体制の決定についてでございます。

新町における事務所での執務体制の取り扱いについては、平成15年12月6日開催の西伯町・会見町合併協議会第17回会議提案事項第2号中（西伯庁舎本庁案・会見庁舎本庁案）とするということで、基本的にいずれかの庁舎を本庁とするという案を最終的に決めいただくということで、御提案をいたしたところでございます。

前回、ざっくりとこの提案の内容を説明いたしましたけども、課の説明につきましてはここに書いておるとおりでございます。いわゆる西伯町の本庁舎本庁案というのは、新町の町長が執務をする場所は西伯庁舎であると。会見庁舎本庁案というのは、同じく町長が執務する場所が会見町の庁舎であるということを想定いたしまして、どのような課の配置になるかということをおわせて御提案しております。

その際、どのような事務がそれぞれ入ってくるかということにつきましては、前回の資料で4ページ以降に各課の分掌事務というのを一応入れております。これを前提にいたし

まして、いずれの方で要するに町長が執務することにするのかと、それに伴って組織の配置をどうするのかという流れで御協議をいただけたらというふうに考えております。よろしく申し上げます。

坂本会長 ただいま事務局からそういう流れで協議してほしいということでございます。会長としましては、決めていただければそれにこしたことはございませんけれども、新町の名称とか、あるいは庁舎の位置ということについては非常に微妙な問題でございます、ほかの協議会でもこれが原因で破綻をしたというようなこともあるわけでございまして、これ、慎重を期していきたいというように思っております。必ずきょう決めないけんということでもないというように思いますので、それぞれが御意見をおっしゃっていただきまして、できるだけ全員の合意のもとで決定したいというように思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どなたからでも結構でございますから、御意見や御質問をいただきながら進めていきたいと思ひます。

事務局にお尋ねしますけど、前回から何か変わったことはありますか、内容的に。

桐林次長 特に、組織的にどうこうというところで変わったところはございません。

坂本会長 組織的にはね。

桐林次長 前回のこの事務所の関係での質問についてちょっと補足させていただきますと、健康福祉課につきまして、西伯町は健康管理センターが配置されていますけども、どちらが本庁案になっても今と同じような形を考えているのかということで、そういうことですとお答えをしております。

それから、直接事務所のことについて御協議いただくというところではなかったんですが、財政計画の勉強会の際に御質問をいただいている件がございまして、今のことに関してなんですが、何と申しますか、今の健康福祉センターのところに別の建物に職員が在駐するというので、むしろちょっと住民からサービスの低下とかいうことになるんじゃないかという声があるんじゃないかという御質問をいただいております、その件に関しましては、前回もちょっと論じましたけど、それについて、特に苦情はなかったと。あくまでもこれは現場をもって各集落等に出向いていくという体制を想定すると、機動性のいいところに配置すればいいんだというような考え方からこういうことを考えておりますということをお答えした経過がございまして。

それからあと、もう一つ、いわゆる窓口の件でございますけども、いわゆる住民票とか

の、町が発行すべき証明書類につきましては、少なくとも今のこちらの庁舎と会見の庁舎、どちらでも同じように、どこにお住まいの方でもとっていただけるという体制がIT環境の整備で組めるというふうに考えております。

それから、前回から少し事務的な作業を進めておりますものにつきまして申し上げますと、電話の件でございます。これだけ庁舎が離れていると別々の電話の流れになるんじゃないかという考え方もあろうかと思えますけども、幸いにしまして光ファイバーがもう既に両庁舎間、結ばれておりまして、これを使うことによりまして、基本的にはダイヤルインということで、それぞれの課に直接かけていただく体制を想定しておりますけども、仮に誤って別のところにかけて、会見町側にある組織にかけようと思ったら間違っただけで西伯町側の方にかけてしまったと。そういう場合でもかけ直してくださいというようなことをしなくても、全く同じ、内線を転送するような扱いで対応できると、そういうことになっておりまして、もちろん、両町の役場内での電話もNTTの回線を通じるということではなくって、あたかも一つの建物の中で内線を使うような形で通話ができるというシステムが多分できるだろうと。これは専門の技術のところも交えて話しておりますので、そういう前提があるということをお含みおきいただきたいと思えます。

坂本会長 ただいま事務局の方が復習の意味も兼ねてお話ししましたように、住民サービスを後退させない、そういうことは可能だと。いずれになっても、いうことでございます。

梅原委員。

梅原委員 今、説明受けましたが、執務体制、いずれが本庁舎になっても変わらんという今の御説明でしたんで、それは安心いたしますが、例えば、どちらが本庁舎になった場合に、何年かわかりませんが数年後にはその本庁舎が変わっても差し支えないということですか。例えば10年後か15年後かわかりませんが、そういったことはどうなんでしょうか。

桐林次長 いわゆる執務体制という観点からすれば、今御説明申し上げておりますとおり、多少その人数の違いはあるという程度で、どちらの体制でもできるということですので、結果的には、仮に変わるということも可能だというふうに思います。

梅原委員 可能ですね。

坂本会長 会長からちょっと言わせてもらいますけど、いわゆる机上ではそういうことも可能でしょうけど、現実的には無理だと思います。

八東町ですか、あそこが役場を毎年持ち回りしたというような話も聞いておりますけど、今ようやく落ちついて八東町になったようですけど、ああいうことをしてはいけませんね。

佐伯委員。

佐伯委員 ここに御提案をされたわけですが、これ、上からの5課とそれから教育委員会の関係とで6つですが、これはどちらになっても本庁舎側に移動するというようになっていますか。このことと、それから下の合計数字ですね、本庁舎それからその他の庁舎に、これは事務局としてこの人数としては適正にこれだけの人数を配置ができるということで立案、計画された数値ということですね。合計数字がありますけども、はっきり、どういいますかね、西伯庁舎になった場合、会見庁舎になった場合、それぞれあるわけですが、それぞれの合計数字がここに出ていますけども、これの人員配置ということでいわゆる考えていけば、それなりに問題がないということでやっていくわけですが、さっき初めに言いました、いわゆる5つの課とそれから下の教育委員会の関係の入れかえ等々ということは考えられんでしょうかということなんです。

坂本会長 事務局。

桐林次長 ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったんですけども、町長がいる方と違うところに……。

佐伯委員 そうじゃなくて、入れかえというのは、ここは何人かいうぐあいに前提で書いてありますけど、課を組み合わせを入れかえたりすることができんかというぐあいに……。

桐林次長 基本的には、上の4つぐらいですね、これについては、やはり町長について回るのかなという考え方になると思います。そのほかのところはむしろ現場っていいですか、町民の方と接しやすい形でよろしいかとは思いますが、上の4組織につきましては、やはりワンセットでいわゆる町長執行部の中心ということで、町長の執務場所にくっつけるべきであろうと。そのほかにつきましては、むしろ町長の関係で考えるよりも、住民との関係でやりやすい方向で入れかえるというようなこと可能ではあると思います。

坂本会長 佐伯委員、入れかえは可能だという。

佐伯委員 いや、今の説明で大体わかりました。

坂本会長 わかりましたか。

ほかに。

岡田委員。

岡田委員 ちょっこの問題、私も随分迷っておるわけですが、議会と町政を執行する中枢機関とが離れた場所であれば、住民サービスの方に影響があるのかないのか、あるいは町政全体の運営の上で大変支障になるのかどうなのか、そのあたりがちょっと在の人間ですからわかりかねるもんでして。その辺のお考えを議員さん方からでもお聞きをすればなあと思うわけですが、無理でしょうか。ちょっと判断に苦しんでおるわけですが。

坂本会長 議員さん方の。どなたかございませんでしょうか。

宇田川委員 難しい質問でもあるけれども、私がちょっとほんなら。

坂本会長 宇田川委員、お願いします。

宇田川委員 今、岡田委員の方からありましたけども、いわばこの新町の合併に伴いまして、これは私の意見ですけども、何をどこに軸足を置くかというのは、私たちはやはり住民の皆さん方の不便なことがないということがやっぱりそれが一番だと思えますし、逆に言えば、役場の職員の皆さんや議員や町長さんは少々ぐらい、何ていいますか、時間がかかっても早く出発するとか、そういうようなことで、それは選挙で選ばれた者はそれぐらいなことはやっぱりすべきだと私は考えております。そういう点で、そういうところに配慮してというだなくして、やはり30分なり15分なり早く出てでも、その場の責務を務めるとというのが我々の役目ではないかなというふうに私は考えております。何か説明がわからん……。

坂本会長 非常によくわかりました。

岡田委員。

岡田委員 追加ですけど、本庁舎の位置が決まって、課を移動する。途中でちょっと便が悪くなったから課の入れかえをするなんてことは、割合に簡単にできることじゃないかと思うんですわ。それよりもむしろこの議会と町執行部の何か距離的な隔たりというものがどう作用するのかということが本当わからんもんでして、その辺をお尋ねしたかったわけですけど、お答えできれば……。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 別に行政と議会が一緒なところへおらんらんという原則はありません。あくまでも地方自治法の10条でしたか、あらゆる町民に役務の提供をする。町民はそれに対して税金を払うというのが原則になっしょうだ。その原則どおりやってもらえや、町民のサービスができれば、庁舎がどこにあるかと行政と議会が必ず一緒になきゃらんらんということはありません。

坂本会長 ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 今、委員の方から出ておる意見というのは、全くそのとおりだと思います。だから、住民サイドからどっちに置いた方が、軸足を置いた方がいいかということで、我々は議論していく必要があるんじゃないかというふうに思います。これは随分以前に事務局が人口配置、それから庁舎までの時間等々、御提示をいただいておりますから、その部分である程度これは軸足をどっちに置くかということで、役場の職員さんだとか議会の議員だとか、あるいは町長だとか、それはどっちに行くか行かんかちゅうのは、これは論外。住民の全体の問題を考えたらいいんじゃないかな。さらに加えて言うならば、今、計画がされておる先ほどの財政計画なり、あるいは事業の計画っていうものがある程度見えたわけですから、それらとの関連を十分踏まえて、これは考えていく必要があるんじゃないかな。これは今、提案いただいております計画の図面に対するわけですけども、これは1階、2階、3階、私の資料には会見町の2階、3階が入ってないんだけど、図面が。これ配っておりますかいな。なら、わしのは欠落してたの……。

桐林次長 いや、1階部分だけです。要するに、純粹に事務方がいるところだけという考え方です。あとは会議室等というところは省いております。

森岡委員 そういった形でこれは議論していく必要があるのかなあという感じを持っています。

坂本会長 なかなか意見も出ませんが、もうちょっと協議しますか。時間かけて。そうしましょうか。

福田委員 実際には政治判断で、事務的なことは今言われるように、そのことが多大な、住民サービスに影響が出るというものはないとは思いますが。財政的に将来の方向も含めて、住民がどう理解をして庁舎を決めるかという、ことだと思えますね。

岡田委員 どうなるうとも、旧両町の町民の皆さんがある程度納得がいくような格好で、段階も踏んでいかんといけんと思えますし、そこが大変ですわな。

坂本会長 新しい庁舎を建てずに、現有庁舎を利用してスタートしようという構想ですから、どっちかに本庁舎を置かざるを得んわけですし、それは折り合いをつけざるを得ません。言い合っちゃ切りがないということでございますので。

もうちょっと後にしましょうか。会長の方から言ってもなかなか意見もどんどん出ませんし、なかなかまとめにくいわけでございますが、いかがでございましょうか。

事務局、どんなだかいな。次に回いてもええだかいな。

桐林次長 はい。結局、私どもが早く決めていただきたいと言っておりましたその理由は、いわゆる電算関係の調整に時間がかかるということでございますので、いろいろ現在の状況を業者の方に調べさせたところ、どちらでも対応できそうだとこのことがありますので、さすがに3月とか4月とかいうわけにはいきませんが、あと1回ぐらいの時間は十分大丈夫だと思っておりますので。

坂本会長 今、事務局が今後の予定なども見通しを持って話しましたが、次回ぐらいでもまだ十分間に合う、時間的な余裕があるということでございますが、いかがでございましょうか。もうちょっと皆さん方から積極的に御意見をいただく状況というものを会長としては期待したいと思っておりますので、ちょっと今回はこれで延ばして、次回また御相談させていただくことにしたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、この件につきましてはきょうは保留いたしまして、次回に回したいと思っております。

日程に従いまして、5番、今後の協議会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

奥山室長 事務局でございます。1ページをごらんいただきたいと思います。今後の協議会開催日程でございますが、これは先回御説明したとおりでございますが、19回の会議は明けて平成16年1月15日13時30分から17時ということで、会見町役場の会議室で行いたいと思っております。第20回の会議であります、同じく1月28日3時30分から17時まで、この場所で行いたいというふうに思っております。

それから、本日、皆様方のお手元に机の上に配らせていただいております1枚紙でございますが、1番から4番まで書いております。これは前回お知らせした以外のもの、または変更になったものでございます。1番目のまちづくり委員の報告会ということで、1月の13日火曜日19時から21時ということで、まちづくり委員の皆様には報告会をしますということで、前回は12月中旬で調整中ということでありましたが、1月の13日に行いたいというふうに思っております。

それから、2番目の住民説明会でございますが、これは協議会の主催の説明会ということでございますが、1月の19日月曜日19時から21時ということで、プラザ西伯におきまして行いたいというふうに思っております。1月の21日水曜日でございますが、19

時から21時ということで、これは西伯町天津のふるさと交流センターの方でございます。それから、22日が木曜日でございますが、19時から21時ということで、会見町の総合福祉センターいこい荘の方で行いたいというふうに思っております。一応、協議会主催の説明会ということでございまして、各町主催の説明会については別途調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、合併協定書の調印式でございますが、前は2月27日予定ということでおりましたが、1日繰り上げて、2月26日木曜日10時30分から、会見町役場ということで訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最後でございますが、これは1月14日でありますけど、「自立と再生をめざす鳥取フォーラム - 教育の自立 - 」ということで、フォーラムが1月14日13時から16時40分まで米子市の文化ホールで開催されます。これは前回の協議会でお知らせしたとおりでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 今後の日程などを含めて報告がありました。

質問をお願いします。

宇田川委員 この2月25日って前回あったように思うけど、これはなしに。

奥山室長 2月の25日は協議会。

宇田川委員 合併協議会。

奥山室長 はい。それはございます。

宇田川委員 なしですか。

奥山室長 やります。合併協定書の調印式を2月の26日にやりますから、2月25日に合併協議会を行いまして、2月26日は協定書の調印式ということでございます。

坂本会長 いいですか。

福田委員。

福田委員 今、住民説明会の日程でございますけど、3日間、夜だけ3会場ということで提案があつておるわけですが、内容的には2時間の範囲ですから恐らくは詳細にはできんだろう、概要的なものになると思います。考え方はどうですか。どのように。というのは、昼でなければ、今聞きたいけど、夜は出れない人もなきにしもあらずですが、そこら辺は各町の分の中でやっていくという考えでしょうか。あるいは、協議会としてはやはり広く住民に周知をとという考え方でいくのかどうか。その辺を含めて、ちょっと聞かせてほしいと思います。例えば、今日決めましたまちづくり案の中でのことを説明されるのか。

町民に向けての全般的な流れを含めていくのか。その辺を含めた内容というのはそのまま表現で今使わせてもらいましたけども、どういう考え方を事務局は持っておられますか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この場で説明する内容でございますけれども、御指摘のとおり、この内容を全部一々朗読するような時間、それだけでもこの時間終わってしまいますので、この中から主要な項目、皆さんに関心が高いと思われるような項目をピックアップして、いわゆるダイジェスト版といいますか、そういうものを使いまして説明をいたしたいと考えております。これはまちづくり計画の中身をあくまでも御説明申し上げるということになるかと思っております。これから先、住民の方の中でももちろん細かい点でいろいろな異論は当然あるかと思っておりますけども、それは新町発足後のまた議論としていろいろ闘わせていただくということになるかと思っておりますので、ある程度もうこれは一方的な説明にならざるを得ないというふうに思っております。以上でございます。

福田委員 昼間の配慮なんていうのは考えられないもんですか。

桐林次長 そうですね。もしも時間が昼間どうしてもということであれば、それはまた考えさせていただきたいと思っておりますけども。

福田委員 検討してみて、せっかく住民に説明するという姿勢ですから、私は夜と昼という関係で今、検討いただいたらなと思っておりますので。

坂本会長 検討させていただいて。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、本日の協議会はこれで終了にしたいと思います。

閉会に当たって副会長の方からごあいさつをいただいて、閉会にします。

三鴨副会長 今日はどうも御苦労さんでございました。坂本会長からありましたように、会見町、今月の28日、米子との合併協設置に向けての住民投票がございます。どういう結果が出るのかちょっと読めない部分がございます。たびたび言ってますように、私はこの議会制民主主義を尊重してきたということで、それに対する反発もあったと、あるのかなと思っております。ただ、住民の皆さんと顔を突き合わせながら、ひざを交えながら話し合ってきたわけでありまして、情報も流してきたと思っておりますけども、米子派の方はそういった場には出ていただけない、それでなかなか浸透していけないという世界でありますし、新聞これこれ等でもかなり町長批判と、あるいは中傷だというようなものがどんどん

出ております。一方、会見町を愛する会の皆さんは、そういった中傷批判はなくして、将来、会見町のまちづくりがこういうよさがあるんだと、あるいはこう自分らはまちをつくっていききたいなという主張を頑張ってくださいと。大変そこら辺はすごいなあと思うわけですが、米子派の人は、具体的に米子と合併してどういう会見町のまちをつくっていくというような提言はなくして、批判、中傷というようなことが案外とちょっとそこら辺が残念に思っておるわけでございます。

しかし、この投票結果がどうなるうとも、いつも繰り返しますように、私はこの2町合併、大変大事な、将来の会見町、西伯とのまちというのは大事だと思っておりますので、よかったなあ今思っておりますので、ひとつそこら辺をいろんな部分で支えていただきたいものだなというぐあいには思っております、ひとつ大変な局面を迎えておりますけど、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(閉会 16時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員